

令和6年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和6年3月4日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）
議第 4号 令和6年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 菅 井 晋 一 君 | 2番 | 富 横 雅 男 君 |
| 3番 | 鈴 木 好 彦 君 | 4番 | 稻 葉 久美子 君 |
| 5番 | 木 村 貞 雄 君 | 6番 | 鈴 木 一 之 君 |
| 7番 | 長谷川 孝 君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
- | | |
|---------------|--------------|
| 一般会計予算決算常任委員会 | 委員長 大滝 国吉 君 |
| 一般会計予算決算常任委員会 | 副委員長 小杉 武仁 君 |
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-----------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聰 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長 | 永 田 満 君 |
| 同課収納対策室長 | 東海林 肇 君 |
| 同課市民税室長 | 小 野 由 香 君 |
| 同課資産税室長 | 小 林 精 司 君 |
| 同課資産税室係長 | 南 雲 なほみ 君 |
| 市 民 課 長 | 小 川 一 幸 君 |
| 同課市民年金室長 | 鈴 木 恵 美 君 |
| 同課生活人権室長 | 前 川 龍 也 君 |
| 同課自治振興室長 | 佐 藤 克 也 君 |
| 環 境 課 長 | 阿 部 正 昭 君 |
| 同課生活環境室長 | 本 間 研 二 君 |
| 同課生活環境室係長 | 小野寺 み き 君 |
| 同課環境政策室長 | 大 滝 誓 生 君 |
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 菅 井 洋 子 |

（午前10時00分）

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 阿部正昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

（説明）

税務 課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。1款1項2目法人、法人市民税の現年度分についての減額ですが、法人市民税の法人割税につきましては、国税である法人税の額を基に算出しておりますが、国の法人税額が当初の見込みよりも伸びなかつたことに伴い、減額しようとするものです。次に、その下の固定資産税です。説明欄の1、現年度分につきまして、当初見込んでいた予算額よりも增收が見込まれるため、2,000万円を増額しようとするものであります。説明欄の2、過年度分につきましては、令和3年度に判明いたしました相続登記の未了に伴う課税誤り、納税義務者誤りでありますが、これによる過年度分の収入額充当分について更正処理が完了し、金額が確定したため、実績により減額しようとするものであります。その下の2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、国・県からの交付金について、交付額の確定により減額補正であります。

第13款 分担金及び負担金

（説明）

環境 課長 続きまして、13款2項3目1節保健衛生費負担金、説明欄1、火葬場運営費負担金は荒川火葬場運営に係る経費が確定したため、関川村からの負担金が減額となるものでございます。2節清掃費負担金、説明欄1、ごみ処理場運営費負担金の減額と説明欄の2、し尿処理場運営費負担金、こちらの増額につきましても、各処理場の運営費に係る経費が確定したため、関川村からの負担金の増減額を計上したものでございます。

歳入

第1款 市税

（質疑）

鈴木 好彦 今説明あった中で、固定資産税の更正処理なのですけれども、これは今回で全部終わった、完了したという理解でいいですか。

税務 課長 金額の更正処理につきましては、完了しております。ただ、請求等ない方でまだ税金お支払いしていない方が残っておりますので、それは引き続きしていく必要があります。

鈴木 好彦 請求のない人が出してくれれば、また金額が発生するという理解ですか。

税務 課長 後ほど新年度の予算でも説明させていただきますが、未支払い分が残っておりますので、その分については、引き続き令和6年度についても、予算計上して支払いを

予定しております。

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、お願ひします。それでは、皆さん、19ページ、20ページを御覧ください。2款1項13目地域活性化推進費の説明1、地域おこし推進事業経費の減額でございます。これは、令和5年度に地域おこし協力隊の隊員3名を募集していましたが、応募が1件ありました。このため応募のなかった2件分の入件費などを減額するものであります。

税務 課長 その下の、同じページの一番下の段になります。2款2項2目賦課徴収費の説明欄1、賦課徴収経費につきましては、歳入でも申し上げましたが、相続登記の未了に伴う固定資産税の課税誤りについて更正処理が完了し、金額が確定したため、過誤納還付金及び還付加算金につきまして、実績により減額しようとするものであります。以上です。

第4款 衛生費

(説 明)

環境 課長 23、24ページを御覧ください。4款1項3目環境衛生費でございます。次のページの上段を御覧ください。説明欄の1、新エネルギー推進事業経費でございます。住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましては、不用額を減額するものでございます。続きまして、4目火葬場運営費及び2項清掃費、1目清掃総務費、2目塵芥処理費、3目し尿処理費につきましては、財源更正であります。歳入で御説明したとおり、関川村からの負担金の増減額を一般会計から特定財源に、また特定財源から一般財源に更正するものでございます。以上でございます。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

富樫 雅男 1点だけ、20ページの2款の1項13目、地域おこし推進事業、先ほど3名募集したけれども、1名だったということなのですけれども、今地域おこし協力隊の各地区ごとの配置人数というのをちょっと教えていただけますか。

市民 課長 それでは、地域おこし協力隊の配置人数ですが、令和5年度の4月1日当初現在だったのですが、こちらが全部で4名体制でしております。こちらについては、朝日地区1名、そして山北地区3名というような形で行っております。ただ、今年度中に退任される方がいらっしゃいますので、年度末には山北地区1名というふうになる予定です。

富樫 雅男 これまでちょっとお願いしていたのですけれども、地域おこし協力隊の隊員さんが任期途中で辞めたり、いろいろそういう本人の最初の思惑とミスマッチがあった

ということもあるのだと思うのですけれども、隊員同士の交流の場が、そういうのが必要なではないかなと思うのですけれども、今はそこら辺はどういうふうになっていますか。

市民 課長 隊員同士、地域おこし協力隊と集落支援員の方々の研修会を年に2回開催しております、そちらのほうで情報交換とか、そちらのほうはさせていただいております。

第4款 衛生費

(質 疑)

菅井 晋一 住宅用太陽光発電システムの補助金のことを教えてください。当初予定していたのが何件で、実績がこうだという、その減の中身をちょっと教えてください。

環境政策室長 まず、令和5年度の当初予算で見込んでおりました件数ですが、住宅用太陽光発電システムについては、15件想定して、予算で計上しております。併せて、住宅用蓄電池、そちらも令和5年度から開始しまして、それが15件見込んでおりました。今回の実績につきましては、太陽光発電システムが15件、住宅用蓄電池が4件ということで申請がございまして、それで余った分を今回補正させていただきました。以上です。

菅井 晋一 蓄電池の事業、非常に私も関心あるのですけれども、なかなかやっぱり、蓄電池だけの申請ですか、それともセットでの申請になっているのでしょうか。

環境政策室長 令和5年度につきましては、全てセットで申請となっていました。

日程第2 議第4号 令和6年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 阿部正昭君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長 それでは、予算書の13ページ、14ページをお願いいたします。歳入の第1款市税ですが、一番上の段、令和6年度の市税の予算総額は61億73万8,000円を計上いたしました。対前年度比で3億9,822万8,000円の減で、率にしまして6.12%の減となっております。大きな増減といたしましては、市民税が約2億4,200万円の減、それから固定資産税が約1億6,700万円の減となっております。税目ごとに説明いたします。まず、1項の市民税であります。個人、法人合わせまして、先ほども申し上げましたが、対前年度比で約2億4,200万円の減額で計上いたしました。個人市民税では、対前年度比で2億4,678万1,000円の減額で、率で12%の減で計上しております。減額の主な要因といたしましては、均等割の税率の引下げ、これまで3,500円でしたけれども、3,000円に引き下げられたことによる影響、それから国の税制改正に伴う定額減税による減額が主な要因となっております。法人市民税では、景気の浮揚回復により微増するというふうに見込んで計上しております。15ページ、16ページお願いいたします。固定資産税であります。1目の固定資産税は、土地、家屋、償却資産に係る分であります。対前年度比で1億6,743万1,000円の減額、率で約5.5%

減で計上しております。減額の理由といたしましては、土地の価格の下落傾向が続いていること、それから3年に1度の評価替えによる家屋に係る税額の減少、それから相続登記未了の資産に係る課税誤りの更正処理が完了したことによりまして、過年度分の充当がなくなったことによる減額となっております。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国有資産及び県有資産に係る交付金であります、それぞれ記載のとおり計上しております。3項軽自動車税であります。軽自動車税は、軽自動車を取得したときに課税される環境性能割と、軽自動車の所有者に毎年課税されます種別割の2種類がありますが、環境性能割は前年度とほぼ同額、種別割につきましては、実績を踏まえまして減額で計上しております。次に、17ページ、18ページ、お願ひいたします。市たばこ税であります。たばこ税につきましては、令和5年度の予算額はやや控え目に算定いたしましたが、意外と収入見込額が伸びております、実績を踏まえまして増額で計上しております。5項の入湯税であります。入湯税につきましては、アフターコロナ、ポストコロナに伴う観光客、それから入湯客数が着実に伸びており、入湯税額につきましても着実に伸びていくと見込んで積算をしております。6項の都市計画税につきましては、平成23年度に既に廃止しておりますが、滞納繰越分としまして2,000円を計上しております。市税につきましては以上です。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。12款1項1目1節交通安全対策特別交付金の説明1、交通安全対策特別交付金は交通安全設備の設置等に要する経費に充当される交付金です。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費負担金の説明1、旅券交付事務負担金は、関川村民のパスポート交付に伴う関川村からの負担金です。同じく説明2、戸籍電子情報処理事務負担金は、戸籍システムを共同利用している栗島浦村からの負担金でございます。

環境 課長 23、24ページを御覧ください。3目1節保健衛生費負担金の説明欄1、火葬場運営費負担金は、荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金です。同じ欄の下になりますが、2節清掃費負担金の説明欄1、ごみ処理場運営費負担金と2、し尿処理場運営費負担金は、各処理場の運営に係る関川村からの負担金です。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 続きまして、14款1項1目1節総務管理使用料の説明3、行政財産使用料は、岩船及び瀬波コミュニティセンターや源内塾などの敷地内にある電柱及び郵便ポストの敷地使用料です。説明4、駐車場料金は、坂町駅前市営有料駐車場の使用料です。説明5、地域コミュニティセンター使用料は、岩船、瀬波、上海府コミュニティセンターの施設及び冷暖房の使用料です。

環境 課長 続きまして、3目衛生使用料、1節衛生使用料、説明欄1、霊園等永代使用料につ

きましては、市営墓地の永代使用料でございます。次のページを御覧ください。説明欄2、行政財産使用料は東北電力、NTT等の電柱による行政財産使用料でございます。

- 市民 課長 続きまして、27ページ、28ページを御覧ください。14款2項1目1節総務管理手数料の説明1、地縁団体認可証明手数料は、地縁団体の認可証明書、印鑑証明書発行に伴う手数料です。説明2、放置自転車等返還手数料は、撤去した放置自転車を返還する際に納めていただく手数料です。
- 税務 課長 その下の2節徴税手数料ですが、説明欄の1、督促手数料から3の閲覧手数料までになりますが、直近3年間の実績を基にそれぞれ計上いたしました。
- 市民 課長 その下になります。14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の説明1から5につきましては、記載のとおり戸籍謄抄本の交付手数料から身分証明書や独身証明書などの身分その他証明書の交付手数料です。
- 環境 課長 続きまして、3目衛生手数料、1節衛生手数料は、畜犬の鑑札や注射済票等の交付手数料です。2節清掃手数料の説明欄のうち主なものといたしましては、説明欄の3、ごみ処理手数料、こちらごみ指定袋の大・中・小と処理券の販売代金でございます。説明欄5、し尿処理手数料は、実績を参考に見込んだ額でございます。7、廃棄物処理手数料は、ごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料でございます。8、浄化槽汚泥等処理手数料は、し尿処理場における浄化槽汚泥の処理に係る手数料でございます。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 続きまして、29ページ、30ページを御覧ください。下のほうになりますが、15款2項1目1節総務管理費補助金の説明3、個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード申請及び交付事務に係る補助金です。
- 環境 課長 31、32ページになります。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄1、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置事業に係る国からの交付金でございます。
- 市民 課長 続きまして、33ページ、34ページを御覧ください。15款3項1目1節総務管理費委託金の説明1、自衛官募集事務委託金は自衛官募集事務に係る委託金です。同2節戸籍住民基本台帳費委託金の説明1、中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住居地の事務に係る委託金です。15款3項2目1節、社会福祉費委託金の説明1、国民年金事務費交付金は、国民年金事務に係る委託金です。説明2、年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金は、年金生活者支援給付金支給に係る委託金です。

第16款 県支出金

(説明)

- 市民 課長 16款2項1目1節総務管理費補助金の説明4、移住・就業等支援事業補助金は、一定要件を満たした東京圏から移住した人に支援金を支給する事業への県補助金です。説明5、県U・Iターン実現トータルサポート事業補助金は、県外から本市への移住を促進するため、移住希望者が行う現地視察に必要となる本市までの交通費を補助する事業への補助金です。説明6の地域少子化対策重点推進補助金と説明

- 8の結婚新生活支援事業連携推進補助金は、定住促進を目的とした新婚夫婦の住宅取得、引っ越し費用など、新生活支援事業に対する国と県のそれぞれの補助金です。環境 課長 37、38ページを御覧ください。5目1節都市計画費補助金の説明欄1、藪刈り払い等地域環境整備支援金は、熊などの移動経路の藪刈り払い等に対する県の補助金でございます。
- 同じページの中ほどになります。3項1目総務費委託金の第1節徴税費委託金であります。説明欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金ですが、この委託金は市県民税として一括徴収しております県民税の賦課徴収に係る県からの委託金です。納税義務者1人につき3,000円で算定することになっております。
- 同じく16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の説明1、人口移動調査交付金は、人口移動調査に関する交付金です。同じく説明2、人口動態調査費事務委託金は、人口動態調査に関する委託金です。16款3項2目1節社会福祉費委託金の説明1、人権啓発活動地方委託事業委託金は、人権啓発活動の実施に関する委託金です。

第21款 諸収入

(説 明)

- 43ページ、44ページをお願いいたします。21款諸収入、1項1目延滞金です。第1節延滞金ですが、説明の1、市税延滞金につきましては、市税それぞれの滞納に伴う延滞金を計上しております。46ページの同じく21款諸収入、6項6目雑入の第1節総務雑入の説明欄の31、精通者意見価格調査料及び説明欄の32、譲渡林分の調査料は、昨年度と同額となっております。
- 同じく説明33、交通災害共済事務取扱交付金は、交通災害共済取扱事務に係る交付金です。同じく34、各種団体電気使用料は、瀬波コミュニティセンター内に事務所を設置している若者サポートステーションの電気料です。説明35、自動販売機手数料は、瀬波コミュニティセンター内に設置の自動販売機の電気料です。説明36、コピー等使用料は、岩船、瀬波、上海府、山辺里のそれぞれのコミュニティセンターのコピー代です。37、公用電話使用料は、コミュニティセンターでの公用電話の電話料金に関するものです。説明38、電子申請郵便料は、昨年10月から始まりました村上市電子申請システムを利用して、証明書等の交付を受ける場合の証明書を返信するための郵便料です。
- 3節衛生雑入の説明欄のうち主なものといたしましては、1、資源ごみ等売却収入、こちらは収集した資源ごみの売却見込額でございます。3、ごみ処理場有価物売却収入、こちらはごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄等の有価物の売却収入でございます。以上でございます。

歳入

第1款 市税

(質 疑)

- 菅井 晋一 税務課長に聞くのもなんなのですけれども、市民税とか、減税とかで大きく減って、市の一般財源が大変かなと思うのですけれども、その後で地方特例交付金ですか、それで2億円ぐらいの金が入っているのですけれども、それで大体チャラになるくらいでしょうか。税務課長さんは分からないかもしれません、そういう仕組みなのでしょうね、きっとね。

税務 課長 先ほど申し上げました均等割につきまして、3,500円から3,000円に減額になるというふうな説明させていただきましたけれども、この分につきましては、森林環境譲与税ということで戻ってくる部分がありますので、この分については、実質の影響はないものというふうに思っております。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

菅井 晋一 24ページですけれども、ごみ処理場の運営費負担金が8,200万円、関川から入る分だということで、去年に比べて倍ぐらいになっているのかなと思うのですが、それはごみ処理場の解体の関係でしょうか。

環境 課長 おっしゃるとおり、ごみ処理場解体工事に係るものでございます。

菅井 晋一 おおよそ解体の分ってどれくらいか教えてください。

長谷川分科会長 解体に係る費用。

菅井 晋一 それでどれくらい、去年4,800万円だったのが今年8,200万円になっているわけなので、それは丸々ごみ処理場の解体の分なのかなということを聞きたかったのですけれども。

生活環境室長 一応旧ごみ解体分と、あとごみ処理場最終処分場の工事分等も入ってございますので、ちょっと一概にはというところはございます。

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

富樫 雅男 1つ教えてください。46ページの説明欄33、交通災害共済の関係ですけれども、今区長さんが集めたり、または直接銀行に振込するというのがあると思うのですけれども、今区長さんが預かってというのの比率はどれくらいあるのか、もし分かったら教えてください。

市民 課長 大変申し訳ありません。比率まではちょっとこちら把握しておりません。

富樫 雅男 私なんかは、できるだけ振込するようにはするのですけれども、区長さんの負担軽

減という意味からも、何とか区長さんがお金を集めてというのはやめられないものかななんて思つたりしていたのですけれども、そこら辺のちょっとお考えはいかがでしょう。

市民 課長 この交通災害共済の関係なのですが、区長さんにお願いしているのは、これは、すみません、強制ではございません。何かというとこちらのほう、事務していただくことによって、取扱件数によって報償金というのがこちらから区長さんのほうにというか、区のほうにお支払いするものですので、そちらのほう、やはり区の区長さんとか、皆さんの同意の中で、いや、区でやらなくてもいいのだということであれば、それは個々にこちらへお持ちいただいたり、振り込んでいただいたりということになるかと思います。

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、議案書の67ページ、68ページを御覧ください。2款1項9目交通安全対策費の説明1、交通安全対策一般経費は、交通安全専門指導員に係る人件費及び交通安全指導員業務委託料ほか交通安全啓発活動に係る経費です。この中に昨年10月から実施しました高齢者運転免許証自主返納奨励金を計上させていただいております。続きまして、次のページ、69ページ、70ページを御覧ください。2款1項9目、同じく交通安全対策経費なのですが、説明2、交通安全対策施設管理経費は、交通安全用カーブミラーの購入及びカーブミラーの新設、建て替え、撤去に係る経費です。説明3、交通安全対策費職員人件費は、生活人権室の交通安全対策業務を担当する職員の人件費などです。2款1項11目防犯対策費の説明1、防犯対策経費は、防犯灯の電気料、建て替え、移設等に係る工事費及び灯具の修理などに係る経費と犯罪被害者等見舞金です。説明2、空き家等管理不全防止対策経費は、空家等対策協議会委員報酬などに係る経費です。続いて、71、72ページを御覧ください。2款1項13目地域活性化推進費の説明1、交流・定住促進事業経費は移住・定住促進事業に係る経費で、むらかみ学生応援便、空き家バンク移住応援補助金事業、移住就業支援事業、移住希望者現地視察交通費補助事業などの経費です。説明2、結婚新生活支援事業経費は、定住促進を目的とした新婚カップルへの支援事業に係る経費です。説明3、協働のまちづくり推進事業経費は、集落支援員の人件費、活動費、まちづくり組織に対する交付金等に係る経費です。次のページ、73ページ、74ページを御覧ください。2款1項13目地域活性化推進費の説明4、集会施設整備事業経費は、集会施設の整備補助金です。説明5、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府各コミュニティセンターの施設運営費等に係る経費です。説明6、地域おこし推進事業経費は、地域おこし協力隊隊員の人件費及び活動費です。

税務 課長 次のページの77ページ、78ページを御覧ください。2款総務費の2項1目税務総務費の説明欄2、税務総務費経費は本庁及び支所の会計年度任用職員24人分の人件費、消耗品購入代などの需用費、公用車リース料、負担金、会費等に係る経費であります、対前年度比で279万5,000円の増額となっております。説明欄3、税務総務費職員人件費は、本庁及び各支所の職員29人分の人件費になっております。続きまして、その下の2目賦課徴収費の説明欄の1、賦課徴収経費は、市税それぞれの賦課

徴収に係る経費ですが、対前年度比で9,607万4,000円の減額となっております。減額の理由につきましては、主に2点ございます。1点目は、土地評価替業務委託料についてであります。この委託料につきましては、令和9年度の評価替えに向けた業務を行うものであります。令和6年度は業務の第1年次に当たりますが、第3年次である令和5年度に比べまして、業務の内容、工程が少なくなることから、減額となっております。もう一点は、説明欄の一番下の、3つありますけれども、相続登記未了の資産に係る納税義務者誤りの関係であります。固定資産税の課税誤りに伴う更正作業は完了いたしましたが、還付を行うための口座情報や過誤納金補てん金の請求がないために還付することができない対象者が残っておりますので、過誤納還付金、それから還付加算金、過誤納金補てん金をそれぞれ計上しております。更正処理が完了したことによりまして、この3つを合わせまして対前年度比で1億230万1,000円の減額となっております。以上です。

市民 課長

続きまして、79ページ、80ページを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の説明1、戸籍住民基本台帳経費は、市民年金室会計年度職員人件費及びコンビニ交付委託手数料など戸籍住民基本台帳業務に係る経費です。説明2、パスポート事務経費はパスポート申請及び交付事務に係る経費です。説明3、マイナンバーカード交付事務経費は、マイナンバーカードの申請及び交付に係る経費で、会計年度任用職員人件費及びタブレット端末の購入費などに当たります。説明4、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、市民年金室職員等の人件費です。

第3款 衛生費

(説明)

市民 課長

続いて、91ページ、92ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の説明20、人権・同和対策費は人権関係の啓発活動に係る経費です。続けて、97ページ、98ページ御覧ください。一番下になりますが、3款1項5目国民年金事務費の説明1、国民年金事務経費は、市民年金室の会計年度職員人件費と市報への記事掲載などに係る経費です。次のページ、99ページ、100ページを御覧ください。同じく3款1項5目国民年金事務経費なのですが、説明2、国民年金事務費職員人件費は、市民年金室の国民年金担当職員の人件費です。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

それでは、119ページ、120ページを御覧ください。4款1項3目の説明欄1、環境衛生総務一般経費は、環境審議会などの会議開催経費、環境フェスタ、市営墓地などに係る経費でございます。121、122ページを御覧ください。説明欄2、排水路清掃等経費は、排水路清掃及び側溝等の土砂運搬処理に係る経費です。主なものといたしましては、2行目、廃棄物収集・運搬手数料、こちらは側溝清掃による土砂の収集、運搬に要する経費でございます。3行目、施設維持保全業務委託料は、仮置場から新潟市内の最終処分場までの土砂搬出業務と排水路の清掃業務や除草業務等の委託料でございます。説明欄の3、畜犬登録等経費、犬の登録及び予防注射等に係る経費であります。内訳につきましては、例年同様でございます。説明欄の4、新エネルギー推進事業経費の主なものといたしましては、6行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、太陽光発電システムと住宅用蓄電池設備設置の補助金で

す。7行目、木質バイオマスストーブ設置費補助金は、10件分の補助金を計上してございます。説明欄の5、個別浄化槽経費です。こちらは、2行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金は、年間1万5,000円の維持管理費助成成分とプロア修理経費の助成成分を計上してございます。3行目、合併処理浄化槽設置費補助金は、10人槽1基分の予算を計上してございます。説明欄の6、環境衛生費職員人件費は職員10人分の人件費でございます。続きまして、4目火葬場運営費になります。説明欄1、火葬場運営経費、こちらは火葬場3施設の経費でございます。1行目、指定管理料は3施設の指定管理料でございます。3行目、工事請負費は、3施設の火葬炉の補修工事を予定してございます。123、124ページを御覧ください。6目公害対策費になります。説明欄1、公害対策一般経費の主なものといたしましては、2行目、自動車騒音常時監視業務委託料、こちらは騒音規制法に基づく自動車騒音の調査に係る委託料でございます。3行目、水質検査委託料、こちらは水質汚濁の防止を図るための水質検査等の委託料でございます。4行目、臭気測定検査委託料は、市内16か所の畜舎の臭気測定を年2回実施する委託料でございます。続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費です。説明欄の1、不法投棄対策経費は、投棄防止の看板や不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費を計上してございます。説明欄の2、清掃総務一般経費は、各種協議会等の負担金などとなってございます。125、126ページを御覧ください。説明欄の3、清掃総務費職員人件費は職員5人分の人件費でございます。2目の説明欄1、ごみ清掃対策経費は、ごみ収集やリサイクル等に係る経費でございます。主なものといたしましては、1行目、消耗品費でございますが、指定ごみ袋作成に係る経費でございます。5行目、ごみ袋等取扱手数料につきましては、ごみ袋販売代金の手数料を販売店にお支払いするものでございます。7行目、ごみ・危険物等収集処理委託料はごみ収集に係る委託料でございます。8行目、ごみ指定袋等配達・保管業務委託料は、ごみ指定袋の配達と保管の業務の委託料でございます。9行目、リサイクル処理委託料は、ガラス瓶、プラスチック製容器包装、古布の資源化処理に係る経費と、瓶・プラスチック製容器包装の日本容器包装リサイクル協会での再商品化に係る経費でございます。説明欄2、ごみ処理場運営経費は、ごみの焼却等に係る経費でございます。主なものといたしましては、5行目のごみ・危険物等収集処理委託料、こちらは廃乾電池、蛍光管等の処理委託料及びテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン等の運搬、処分に係る委託料でございます。7行目、ごみ処理場運営業務委託料は、ごみ処理場運営に係る委託料でございます。続きまして、8行目、運営モニタリング業務委託料は、ごみ処理場の運営が順調に進んでいるかについてモニタリングを専門業者に委託し、ごみ処理場の運営をチェックするものでございます。9行目、固化灰運搬埋立業務委託料は、焼却灰の飛灰を固化したものをごみ処理場から荒沢最終処分場へ運搬し、埋立てする業務に係る委託料でございます。10行目、焼却灰最終処分業務委託料は、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のうち主灰1,500トンについて、山形県村山市の最終処分場に処分を委託するものでございます。11行目、水質検査委託料は、檜原地内の観測井戸2か所と檜原地内の個人井戸6か所について、年1回、31項目の水質検査とダイオキシン類の測定を行っているものでございます。12行目、工事請負費は、今年の7月に予定されております新紙幣発行に伴う料金精算機の更新の工事費でございます。説明欄の3、最終処分場運営経費は、荒沢最終処分場及び荒川郷最終処分場の運営経費でございます。主なものといたしまして、2行目、消耗品費、こちらは荒沢最終

処分場及び荒川郷最終処分場の水処理に係る薬品代でございます。4行目、光熱水費は両施設の電気料でございます。11行目、設備保守点検業務委託料は、荒沢最終処分場の設備維持のための保守点検業務に係る委託料、あと活性炭の交換に係る委託料でございます。13行目、施設管理業務委託料は、荒沢最終処分場の水処理施設の運転管理業務に係る委託料及び荒川郷最終処分場の施設管理業務委託料でございます。127、128ページを御覧ください。1行目、水質検査委託料は荒沢最終処分場、板屋越埋立地、荒川郷最終処分場の地下水等の水質検査の委託料でございます。2行目、公用車リース料につきましては、荒沢最終処分場で使用している油圧ショベルのリース料でございます。3行目、工事請負費につきましては、荒沢最終処分場の水処理施設修繕工事を予定してございます。説明欄の4、旧ごみ処理場解体事業経費、こちらにつきましては、旧ごみ処理場の解体工事に係る施工監理業務委託料と工事請負費を計上してございます。続きまして、3目し尿処理費です。説明欄の1、し尿収集経費は、し尿収集に係る経費でございます。主なものといたしまして、8行目、し尿収集委託料は、し尿収集を委託している4事業者への委託料でございます。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費はし尿処理施設の指定管理などに係る経費でございます。6行目、指定管理料、こちらは令和3年度から令和7年度までの5年間の契約に係る指定管理料でございます。8行目、し尿処理場精密機能検査業務委託料は、3年ごとに行う法定検査費用でございます。10行目、工事請負費は、修繕計画に基づく工事請負費でございます。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 続きまして、167、168ページを御覧ください。8款6項3目公園費のうち説明欄の1、都市公園維持管理経費、こちらは環境課が担当している公園等の維持管理に係る経費でございます。主なものといたしましては、9行目、施設維持保全業務委託料、こちらは公園の清掃や除草などに係る経費でございます。以上でございます。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

税務 課長 それでは、8ページを御覧ください。3表の債務負担行為であります。8ページの表の一番上になりますが、土地評価替業務委託料であります。これは、令和9年度の評価替えに向けた業務委託料でありますが、3年間の継続事業として行うため、第2年次、第3年次分の委託料について、債務負担行為をお願いするものであります。

分科会長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。

（午前10時56分）

分科会長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午前11時09分）

長谷川分科会長 生活環境室長より発言を求められておりますので、これを許します。

生活環境室長 先ほど令和5年度の住宅用太陽光発電システム設置費補助金の実績見込みにつきま

して回答いたしましたが、その点について誤りがありましたので、修正させていただきます。太陽光発電システムの補助金の申請件数といたしまして、太陽光発電のみが9件、太陽光発電と蓄電池が4件、蓄電池のみが2件ということで、合計15件となります。大変失礼いたしました。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

鈴木 好彦 72ページお願いできますか。この中に13目になりますか、説明欄の結婚新生活支援事業経費というのがあります。300万円計上されていますけれども、これは何組を想定されているのでしょうか。

自治振興室長 300万円の内訳でございますが、夫婦共に29歳以下の方に対して60万円掛ける3件で180万円、夫婦共に39歳以下ということで30万円掛ける4件で120万円、合計で300万円という形で考えております。

鈴木 好彦 この制度というのは、新年度やると何年目になります。

市民 課長 令和3年度からの事業になりますので、新年度で4年度目になります。

鈴木 好彦 新年度で4回目の実施ということになるみたいなのですけれども、それ以前の結婚される方たちの実績と、この制度がスタートしてからの成約の実績というのですか、いわゆるこの制度が効果があるかどうかという部分をちょっと検証したいのですけれども、その辺はどう評価されています。

市民 課長 大変申し訳ございません。今婚姻届のほうがどのぐらい出ているかとか、そこら辺のデータとか、そこら辺は調べていなかったので、大変申し訳ありません、そこまで把握しておりません。

鈴木 好彦 把握していないというのは、今分からないということでしょうか。それとも、そういう効果の分析をしていないということなのでしょうか。

市民 課長 大変申し訳ありませんが、効果の分析をしていないということです。申し訳ありません。

鈴木 好彦 副市長、事業の効果というのは、何のためにこれを始めたのかどうかということをやっぱり少しずつチェックしていかないといけないと思うのですが。

副 市 長 おっしゃるとおりかと思います。ただ、この仕組み、制度によって確実に実績を重ねてきている、今ちょっと数字をここでお示ししていないようでありますけれども、これは効果としてあったゆえに継続してお願いしたいということで予算計上させていただいております。検証というよりも、その実績を見て効果があるというふうに判断した結果、予算としてお願いしているというふうに御理解をいただければありがたいなと思います。委員おっしゃるように、このことが具体的にどうだったのかということをもう少し突っ込んだ検証というのは確かに必要かと思いますので、そこは御意見として承っておきたいと思います。

富樫 雅男 そのすぐ上の交流・定住促進事業なのですけれども、これ今年度の成果はもし分かったら教えてください。

自治振興室長 今年度の実績ということで、現時点というか、2月末現時点でございます。むらかみ学生応援便につきましては、今年度5月から6月にかけて1度実施しております、772件の申込み及び発注をさせていただいたところでございます。次に、空き家バンクの移住応援補助金につきましては、現在2月末時点で5件の補助を行ってお

り、174万5,000円の補助金額を支出しているところでございます。それから、移住支援金でございます。移住支援金につきましては、今年度2件ございまして、1件200万円、もう一件が60万円ということで、合計260万円を支出しているところでございます。それから、移住希望者現地視察交通費の補助金でございますが、こちら1件でありますと、1万円の支出と、この方につきましては、東京から来られた方でございます。以上です。

富樫 雅男 先日テレビでも、NHKだったかな、こういうところを特集やっていましたけれども、空き家を有効活用するということで、モデル的に1つの空き家をリフォームして住める状態にして、そこに1週間とか、ある期間移住体験していただくと、そういうふうなことで成功しているような事例も紹介されていましたけれども、何かそういう新しい取組をぜひお考えいただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

市民 課長 委員のおっしゃるとおりで、今空き家計画のほうも策定していまして、その件については今後、中でも話し合っていかなければならぬと考えております。

木村 貞雄 68ページの交通安全対策の関係で、昨年度の途中からなのだけれども、高齢者の免許返納の奨励金、計算すれば300人なのだけれども、どういう積算でやったのですか。昨年度の実績も考えてやったのですか。

生活人権室長 今年度の実績としましては、大体月平均30ぐらい今申請を受けております。それを受けまして、来年度予算計上しておりますが、一応年間で323名ということで積算しております。以上です。

木村 貞雄 まだこういうことを分からぬ人も結構いるので、もう少しPRのほうもしてもらいたいと思いますし、ただこれをやればいいという問題でないので、やはり高齢者の交通事故のことも考えた考え方でやってほしいと思いますが、答弁はいいですよ。

鈴木 一之 72ページです。交流・定住促進事業経費でございますが、その中で、今ほど市民課長のほうから、これから具体的な移住対策等々を検討しながら進めていきたいというお話をございまして、私どもも横断的な事業の政策という格好で、報道にもございましたのですけれども、今村上市のショートステイ+保育園利用移住体験事業という、新年度からの事業の方針だということを伺っておりましたし、私も一般質問等々で関係人口の創出、そういうことでお願いをしまして、政策監等々皆さんで検討されて今日に至ると思うのですが、その中で関係人口を増やすという格好の中で、横断的な立場の中で市民課としてのその点を皆さんにPRをしながら政策にということですが、市民課としてのこれから的位置づけというか、そこら辺りをお聞かせいただければと思っております。

市民 課長 すみません。答えになるかどうか分かりませんが、まずこの4月から募集、そして6月から始めさせていただいて、この事業、今で完全とは思っておりませんので、やはりどんどんバージョンアップというか、それらを繰り返していきたいと考えております。

鈴木 一之 実際は、事業の周知とか、広報したりとか、あと移住体験希望者との連絡調整とか、そしてまた宿泊事業者、交流体験事業者との連絡調整というような格好の中で、市民課が主体となりながら、ほかの課との連携をしながら移住者を増やすと、そういうような目的というか、方針だと伺っておりますのですが、政策監、その辺りちょっと併せてお聞きしたいと思います。

政 策 監 今委員御説明いただいたとおり、市としましては宿泊体験活動、宿泊事業者、体験

活動事業者、また保育園と連携してコーディネートさせていただくということでございます。特にこちらの事業に関しては、まず申込者を確保するため、やはり市として確実にPRをしていかなければならないことは重々承知をしておりまして、まさに4月からの応募開始に向けて今関係課と共に周知どのようにしていくか、具体的にやはり個別で個々の方にPRしていったほうがいいのではないかなど様々検討を進めているところでございます。ぜひこの事業を成功するように今年度からしっかりと準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

鈴木 一之 その点も含めまして、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。関係人口等々も増やしていただきながら、村上のよさを全国に、そしてまたその点で村上をこれからのお在り方、人口減に歯止めをかけるような方策をぜひとも推進していただきたいと思います。

副 市 長 今の件に関してですけれども、確かに広く周知をしていくということは大事なことかというふうに思います。私、政策監とも、あるいは関係課とも話しているのですが、やっぱりある程度ターゲットを絞ったほうがいいのではないかなどということも、効率よく周知するための方法としてあるのかなというふうに思っています。考えられる方法としては、交流のある例えば荒川区さん、東京都荒川区の方々とか、実際にこちらに来ていただくようなほかの機会もございましたし、そういうつながりのあるところをまず集中的に攻めるというのも周知の方法としてはあるのではないかなどというふうに思っていますので、確実に実績が上がっていくように取組を進めてまいりたいと思います。ちょっと議員の皆様方からもそういった情報を寄せただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

鈴木 一之 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それと、その下の3番目の協働のまちづくり推進事業経費の中で、集落支援員に関してですが、新年度は増という形の中で考えておられると伺っておるのですが、その地域というか、どの地域でその人で行っていくかということをお聞かせいただければと思います。

市民 課長 今回の増につきましては、村上地域の中で岩船地区、瀬波地区、そして山辺里地区、そして上海府地区、あと予算等では山北地区のほうも増員ということで考えております。

鈴木 一之 それでは、やはり今までの集落支援員という方がほかの地域から入ってこられる方もおったりしているのですが、例えばそれは地元の人をそこに選任するとか、そういうことも一つありますでしょうか。どうでしょうか、その辺り。

市民 課長 それぞれによるかと思うのですが、今回村上地域で各地区考えていたのは、それぞれの地区の方と考えておりました。

鈴木 一之 ぜひともその辺り熟知した方がそのところで集落の支援をしていただくように進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それと、もう一点、74ページの集会施設整備事業経費の中で、集会施設整備事業補助金ということではありますのですが、各町内、集落で集会所等々がありまして、その中の、例えばこれほかのところからですか分かりませんけれども、バリアフリーとか、そういう例えば安全設備みたいなことを地域の人、集会施設の管理の方がそれこそ提案されたところは、そこでそれぞれ申込み等々そのような事業経費の補助金の趣旨でありますでしょうか、教えてください。

自治振興室長 集会施設整備事業につきましては、集会施設の維持管理、それから今後の維持向上を目指して整備していただくための補助でございまして、今委員おっしゃるような

バリアフリー対策については、補助対象として見ているところでございます。では、地元の方、区長さんははじめ、そのところで集会所を管理されているところで申出をして、ということでおよろしいですね。

鈴木 一之
自治振興室長
おっしゃるとおりでございます。

鈴木 一之
80ページであります、マイナンバーカード交付事務経費のところでありまして、今現況はどのような格好になっておるのか、そしてまた交付実績と、一頃前実績上で財政上の支援ということも聞いたやにおるのですが、その辺はどうでしょうか。

市民 課長
マイナンバーカードの申請等については、昨年の2月をピークに減っております。昨年4月以降はやはり激減しております。ただ、今現在の村上市の有効というか、交付率なのですが、75.75%になっております。あと今後の関係なのですが、国のはうからもやはり今後も申請等を増やしていくことについては、通知のほうをいただいておりますので、今後増やすために考えられる施策、各窓口での会計年度職員を昨年度から増員しておりますが、そのほかにも庁舎外で受け付けるような体制が取れれば等今後考えていく予定にしております。

菅井 晋一
同じようなことばかり聞いて申し訳ないのですが、72ページの交流・定住の関係ですが、空き家バンクの登録数が少ないような気がするのですけれども、去年といいますか、今年といいますか、新規登録は何件だったでしょうか。

菅井 晋一
自治振興室長
空き家バンクの登録件数でございます。今年度、1月24日時点でございますが、今年度登録されているのが31件でございます。なお、令和4年度につきましては、登録件数38件でございました。

菅井 晋一
新規に登録したのは何件でしょう。
自治振興室長
今ほどお伝えさせていただいた数字が新規登録数でなっております。
すみません、ホームページ見れば分かるのですけれども、そうでないと思いますけれどもね。ずっと以前に登録したものが残っていて、新規に登録したのは4軒かなと私は思っていて、4軒が少ないから何とかそういう増やす工面はないのかなという話をしたいのですけれども、これだけ空き家があるのに、何でこんなに少ないのだろうなって不思議な気がします。ですから、この空き家対策もいろいろやっていきますけれども、やっぱり移住、定住を促進させることで大いに空き家対策にもなるのかなというふうに思いますが、例えば佐渡であれば、毎年50件前後新規の登録があるのです。その違いが、佐渡はどんどんと移住、定住進んでいます。取り組み方の違いがあるのではないかと思うのですが、やっぱりもうちょっと本気で動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川分科会長
これからやる予定はしているのでしょうか。

自治振興室長
今委員御指摘の件につきましては、空き家バンクにつきましても、移住、定住対策等につきまして、重要な施策の一つだと思っておりますので、対策のほうは強化していくかたいと思っております。また、今後空き家バンクにおきましても、賃貸のほうの空き家バンクということで、その辺も今検討を始めておりますので、そこの辺についてもしっかりと取組を進めていきたいというふうに考えております。

菅井 晋一
よろしくお願ひします。今も移住、定住の体験のやつやっていると思いますが、これが宿泊がみどりの里のほんわ館とかホテルとか民宿とかなのですね。そうでなくて、やっぱり空き家でお試し住宅みたいな形で、そういう民間に泊まるようなことが俺大事なのかなということで、私以前の一般質問でも、お試し住宅というか、空き家を市で借り受けて、そうやって泊まれるようにしたらどうだかという話もし

たのですけれども、せっかく來るのに、温泉旅館泊まっていたのでは、体験にならないのではないかというふうに思います。やっぱり海の見える家とか、町屋の中に住んでみて初めて実感して、ここよかったです、ここに泊まってみようとか、そういうふうにいくんでないかと思うのです。それがみどりの里の宿泊施設に泊まつたって、意味がないような気がします。いかがでしょうか。

政 策 監 今ほど御指摘の点、空き家を活用できないか、空き家に宿泊して村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業ができないかという点につきましては、まさに府内でも検討しているところでございまして、今現状では松風荘さん、いろむすびの宿さん、ほんわ館さん、あと交流の館「八幡」さんということで今4施設予定しているのですけれども、こちらはまだ4施設だけに当然限定しているものではございません。今後も必要があれば、宿泊事業者につきましては拡大していく予定でございますので、そういった空き家の活用も含めて何かできないか、まさに委員御指摘の、このまちに住みながら、本当に地元の方と同じような体験ができるというところは非常に大事かなと思いますので、そういった点も含めて今後検討してまいりたいと思います。

菅井 晋一 よろしくお願ひします。ぜひ町屋なんかは祭りのときに体験できたら非常にいいのかなというふうに思います。この前荒川区から来ましたですよね、ツアーが。私の知っている人が来たので、はまなす荘にちょっと面会して、お土産届けをしたら、とっても喜んでいました。だから、やっぱり村上はいいものをいっぱい持っているので、ぜひ宣伝して、移住、定住が進むように頑張っていただきたいと思います。以上です。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

菅井 晋一 最近報道で、狂犬病にかまれたなんて報道があったのですけれども……
(「犬にかまれたんだ」と呼ぶ者あり)

菅井 晋一 そうですね。狂犬病にかまれたのではない。それで、村上市で狂犬病のワクチンの接種率ってどれぐらいか分かりますでしょうか。

生活環境室長 すみません、接種率まではちょっと出していないのですが、今現在うちの犬の登録につきましては2,061件、それと毎年市役所で集合注射受け付けておりまして、一番皆さん来ていただくのですが、そこでは1,387件ということ、あとは個人で獣医師さんでやっていただくというのになってございます。全体的には、すみません、把握していなかったです。

菅井 晋一 かなり狂犬病って怖いらしいですので、ぜひ接種の状況もつかんでいただきたいなと思いますし、接種を促すような政策もお願いしたらどうかな。最近狂犬病の恐ろしさなんて全然実感なかったのですけれども、実際そういうことがありましたので、ぜひその辺の取組をお願いしたいと思いますけれども、幾らぐらいかかるのですか。

環境 課長 注射で1頭550円です。

長谷川分科会長 安いね。

- 菅井 晋一 国では、通年でやれるような体制を、そんな新聞報道もあったみたいなのですから、何か国からそういう情報は入っていますでしょうか。
- 生活環境室長 今現在は4月から6月と決められていますが、今ほどの内容につきましては、私どももまだ新聞報道で、たしか日報さんだったと思うのですけれども、把握してございます。また、コロナのときもそういう措置もありましたので、その辺は接種率が高くなる方法だと思ってございます。以上です。
- 木村 貞雄 126ページの真ん中ほどのごみ処理場の関係なのですが、焼却灰最終処分業務委託料が増額になっているのですけれども、これも解体のことと関係あるのですか。
- 生活環境室長 これにつきましては、今の新ごみ処理場の主灰、灰の処分ということで、旧ごみの解体とは関係ございません。
- 木村 貞雄 これ2倍以上に増額しているのですけれども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。
- 生活環境室長 昨年度までですと焼却灰の資源化業務というものが入っていたのですけれども、コスト的にちょっと高くなっていますので、こちらは最終処分場業務委託のほうに全量加えて対応するということで予算計上させていただいております。灰をそのまま使うと。資源化については、ちょっと見直しをさせていただいた予算となっているということでございます。
- 木村 貞雄 それから、その下の水質検査委託料なのですけれども、金額的には別に問題ないのだけれども、今現在本市ではどこの業者に委託していますか。
- 生活環境室長 新潟県環境衛生研究所が主に行っております。
- 木村 貞雄 地元の業者は使っていないのですか。
- 生活環境室長 地元ですと前だと平山電気さん、すみません、正式名称申し訳ないのですけれども、私伺っている中では、ちょっと資格といいますか、実際測定できる方が不在になつたということで、今はできないと伺ってございます。
- 木村 貞雄 その辺のことを聞きたいのですけれども、本市でも合併当初というのはそういう資格がある人がなくて、それで多分合併当初は、古い話なのだけれども、三条だったか、燕だったか、あっちのほうしかなかったのですよね、業者が。やっと合併して数年たってから平山電気さんが資格取ってやるようになって、私も監査していたのですけれども、委託料の金額が安くして、物すごく安くなつたのです。それで、私も気になって、そのことを今聞いているのですけれども、やはりそういった地元の業者を育てるような形でもっていきたいと思うのですけれども、答弁できなかつたら副市長のほうから答弁させてもらいますけれども。
- 生活環境室長 地元ができればそうですけれども、入札等もございますので、そちらは仕様と価格を見計らって選定させていただきたいと思います。
- 鈴木 好彦 124ページをお願いできますでしょうか。下のほうに不法投棄対策経費というのがありまして、総額で18万円ほどの計上なのですが、私の勝手な想像で申し訳ないですけれども、対策費としてはちょっと少ないような気もしているのですが、市内における不法投棄というのは減少傾向にはあるのでしょうか。
- 生活環境室長 ほぼほぼ同数で推移しているような、ちょっと肌感で申し上げて申し訳ないですけれども、なつてていると思います。そのときの気候とかでまたちょっと変わつてくるというような傾向もございます。
- 鈴木 好彦 毎年この程度の予算でこの対策は十分になされているという理解でいいでしょうか。

- 生活環境室長 主にはこれ消耗品は啓発看板になってございます。そちらのほう、各自治区の区長さん等から要望がありましたら使っていただくということでございますし、業務のついででパトロールというのも実施してございます。不法投棄自体は、その土地の所有者に管理をお願いするというのがまず大前提でございますので、もしそういうのがありましたら、所有者のほうにも十分お話をし、御理解、またそれ以降不法投棄が続かないような対策を考えるということで進めさせていただいております。以上です。
- 鈴木 好彦 日本という国は、世界の国から見ると、ごみの落ちていない国という評価がありますので、ぜひそういう環境を維持するように努めていただきたいと思います。それで、違う点なのですけれども、先ほど木村委員からの質問の中に、ごみの焼却の仕向け先が資源ごみにするとコストがかかるということで、そちらのほうは見直したことなのですが、もっと分かりやすく、頭に入りやすく言うと、埼玉に持つていったものをやめたよと、それを全部山形に持つていったよと、そういうことでよろしいですか。
- 生活環境室長 市契約分がそうなのですけれども、おっしゃるとおり埼玉にやっていた分を村山市の埋立てに切り替えたということでございます。あと運営委託の中にごみ処理場、村上環境テクノロジーさんが資源化というのもありますので、その分、500トン弱なのですけれども、それは引き続き埼玉の資源化に送っているということでございます。
- 鈴木 好彦 次の件に行きます。126ページ、お願いできますでしょうか。ごみ処理場運営経費の中のずっと下のほうに、先ほど工事請負費の説明ありました。下から3行目の工事請負費443万3,000円ですか、これすみません、ちょっと聞き逃したのですが、もう一度内容を説明いただけますでしょうか。
- 環境 課長 7月に発行されます新紙幣の料金の精算機の更新でございます。
- 富樫 雅男 122ページの新エネルギー推進事業経費なのですけれども、先ほどもありました太陽光発電システム設置費補助金、先ほど15件くらいあるというようなお話をしたかね。ただ、予算を見ますと、今年は720万円に対して、来年度は480万円と、大幅にこれ減っているのですけれども、村上市もこういう新エネルギーをどんどん推進していくというスタンスだと思うのですけれども、ここら辺はなぜこういうふうなことになっているのかなと思うのですけれども。
- 環境政策室長 令和6年度の予算ですが、令和5年度の実績の金額に応じまして、この金額に減額させていただいたものです。内訳といたしましては、太陽光発電システムが10件相当、あと蓄電池が10件相当ということで、合計20件分です。その金額として、令和5年度と同等の実績金額ということで予算計上させていただいております。
- 富樫 雅男 実績が少なかったからということなのでしょうけれども、要は市としてこれを本当に、公共施設の庁舎だとかでも太陽光を今後増やしていくという予定だと思うのですけれども、一般市民に対しても、実績が少なかったからということでなしに、もう少し啓発活動をやられてはどうかなと思うのですけれども。
- 環境政策室長 実績が昨年度少なかったという説明でしたけれども、この補助金制度自体、平成24年度から実施しております。当初は40件ですか、50件ですか、相当数の申請をいただいておりました。ですが、令和元年度から件数もかなり落ち込んでおりまして、1桁のときもございました。最近ずっとこのような形で推移していたということで、令和6年度はこのように上げております。当然市といたしましては、この

太陽光発電システム、ゼロカーボンシティー実現のために重要な施策と考えておりますが、平成24年度から実施しておるこの推移を見まして、極端に増加するということはなかなか難しいのかなということで、令和6年度はこの金額とさせていただいております。

富樫 雅男 例えは東京都なんかだと新築する場合はもう強制というか、義務的にソーラーパネルを設置しなさいというふうにするということなのですけれども、そういう強制的なことは別として、新築のところに特に呼びかけるとか、または建設業者にそういうことを呼びかけておくとか、何かいろいろな工夫して、もう少し普及するような施策を考えていただければなと思います。

長谷川分科会長 答弁は要りませんね。

（「委員ではないですが、いいですか」と呼ぶ者あり）

長谷川分科会長 はい。

三田 議長 124ページ、さっき所管委員から不法投棄の話がございました。横ばいの状況だということでございますけれども、予算的には10年前から比較すると相当少なくなっていますよね。50万円ぐらいのものが今18万円というようなことであれだけれども、私も時間あるとき散歩しているのですけれども、目に余るような状況が見られます。私の近所に羽越線の防風林かな、あるのだけれども、炊飯ジャーが投棄されてたり、ポットが捨てられていたり、缶類、ペット類はもう非常にあればということで、不法投棄自体が犯罪ですから、これは行政が悪いということではないのですけれども、やっぱり地権者が守っていただきたいという考え方しかりでしょう。確かにそれもあれでしようけれども、地域とよく話をして、それでやっぱり対策を講じていただきたいと思っております。例えは地域で回収した物は1か月に1遍行政のほうで引取りにいくとかなんとかという、ああいうものを拾ってきてても、どうすればいいのかというのが一般市民の方々が、例えは協力するにも協力できない面もあると思うのです。横ばいって言うけれども、私時間あるとき散歩しているとき、あまりにもすごい状況が見受けられるので、その辺は金を使う云々だけではなくて、やっぱりそういう啓発を含めて地域とお話しをしていただければと思うのですけれども、その辺答弁いただけと。

副 市 長 おっしゃるとおりかと思います。日頃地域によっては環境美化活動と称して、年に数回住民の方々が一生懸命ごみを集める、不法投棄の物を回収するという活動も行っていただいております。今の御指摘のようにそういったことに係る人件費はともかくとしても、回収した物をどう処理するのかというようなことについては、今後しっかりと検討させていただきたいと思いますし、地域の方々がそういう意識にまづ立って、そして自らがどうあればいいかということをやっぱり啓発していく、これは大事なことだと思いますので、十分に検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

三田 議長 今副市長からの答弁で結構なのですけれども、私どもの地域でも、副市長よく御存じの農地・水保全活動、この中で子供たち、そして保護者が毎春回収していただいております。その際も行政区でそういう袋とか、そういうものは用意していただけるのですけれども、そういう結局行政と市民の皆さんとのいい関係をぜひ築いて、先ほども委員言われていましたけれども、きれいな村上市であってほしいなと思うので、その辺十分気をつけていただければ、お願いします。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（長谷川 孝君）散会を宣する。

(午前11時52分)